



鳥取県公報

平成 20 年 3 月 31 日 (月)
号外第 5 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県道の区域の変更 (203) (道路企画課)	2
	県道の供用の開始 (204) (〃)	2

告 示

鳥取県告示第 203 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成20年 3 月31日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
岩美八東線	変更前	八頭郡八頭町山志谷字下モ田14-1地先から同字22-1地先まで	6.4~16.0	106.0
	変更後	八頭郡八頭町山志谷字下モ田14-1地先から同字22-1地先まで	5.0~20.0	124.0
		八頭郡八頭町山志谷字下モ田14-1地先から同字17-1地先まで	6.4~16.0	80.0

鳥取県告示第 204 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成20年 3 月31日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
岩美八東線	八頭郡八頭町山志谷字下モ田14-1地先から同字22-1地先まで	平成20年 3 月31日